

令和8年度

治水対策事業

黒瀬川流域における浸水被害軽減対策検討業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市内一円

特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和7年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。

4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		適用しない。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

5. 情報共有システム

- (1) 本業務は情報共有システムの対象業務（受注者希望型）である。
- (2) 工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。

(3) 本業務で使用する情報共有システムは次のとおり。

広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）

http://www.hdobokuk.or.jp/kouji_jyouthoushisutemu2.html

(4) 情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。

(5) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

- 1) ガイドラインにある工事に関する規定等は業務委託に関する規定等に読み替える。
- 2) 「CAD製図基準(国土交通省)」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省)」は適用しない。
- 3) 検査は、情報共有システムにより処理した業務関係書類は、紙に出力することを要せず、電磁的記録により検査を行うものとする。この場合において、当該検査時に必要となる機器は、受注者が準備することとし、検査に必要な電磁的記録は、受注者が当該機器に事前に登録するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、この限りでない。

6. 成果物の提出

受注者は、情報共有システムにより処理した各種書類等について、電子成果品として電子媒体（CD-R等）で納品すること。

(別記様式1)

特記事項 (管理技術者及び照査技術者の選任)

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定める必要がある。

業務名	黒瀬川流域における浸水被害軽減対策検討業務	
委託業務場所	東広島市内一円	
<p>○印がある部分の技術者が必要である。</p> <p>なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。</p>		
業務の種類	管理技術者	照査技術者
設計業務	○ (技術士) <u>河川・砂防</u> <u>及び海岸・海洋</u>	○ (技術士) <u>河川・砂防</u> <u>及び海岸・海洋</u>
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測量業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
<p>管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。</p>		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	RCCM	添付書類
	河川・砂防	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち「建設部門」に該当する資格	左記「設計業務の種類」ごとのRCCMの資格	技術士登録等証明書又はRCCMの資格証の写し
	及び海岸・海洋			
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び			
	地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び			
	コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工			
	設備及び積算			
	建設環境			
上水道及び	上記法に定める技術部門			
工業用水道	「上下水道部門」に該当する資格			
下 水 道				
農業土木	上記法に定める技術部門			
	「農業部門」に該当する資格			
森林土木	上記法に定める技術部門			
	「森林部門」に該当する資格			
水産土木	上記法に定める技術部門			
	「水産部門」に該当する資格			
廃棄物	上記法に定める技術部門			
	「衛生工学部門」に該当する資格			
地質	上記法に定める技術部門			
	「応用理学部門」に該当する資格			

	機械	上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格		
	電気電子	上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格		
	<p>(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。)</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>① 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。) の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に 20 年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者</p>			
測量業務	<p>『測量業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し</p>			
地質及び土質調査業務	<p>『地質・土質調査業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。</p>			
用地調査等業務	<p>『用地調査等共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」(資格要件は次のいずれかに該当する者)</p> <p>(1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し 7 年以上の実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)</p>			

	<p>【添付書類】登録証の写し</p> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）</p> <p>【添付書類】登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済みを証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）</p> <p>(4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</p> <p>【添付書類】実務経歴書</p>
<p>建築設計 等業務</p>	<p>『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に定める。</p> <p>【添付書類】資格証の写し</p>

黒瀬川流域における浸水被害軽減対策検討業務 仕様書

1 背景

令和 8 年 4 月 1 日、二級河川黒瀬川水系黒瀬川等が特定都市河川に指定された。これに伴い、特定都市河川水害被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 7 条に基づき、河川管理者、下水道管理者、関係自治体等で構成する流域水害対策協議会が設置され、浸水被害の防止及び軽減を目的とした対策を総合的に推進していくこととなる。

流域水害対策協議会においては、関係機関が連携し、対策の方向性や役割分担等を整理した「流域水害対策計画」を策定し、計画に基づく取組を進めていくことが求められている。

「流域水害対策計画」の策定に当たり、東広島市としても、必要な提案や要望を行うための事前整理が必要である。しかしながら、現状では、浸水被害の実績や地域からの要望は把握されているものの、体系的な整理が行われておらず、それらが具体的にどの対策に対応するものかについて十分な検討がなされていない。

また、各部署において流域治水に関連する計画は存在しているものの、計画相互の関係性や整合性について整理ができていない状況である。

このため、流域水害対策協議会において円滑な協議を行うためには、浸水被害、地域要望及び既存の関連計画等を整理し、流域水害対策計画への位置付けの可否や実施主体等を明確にしておく必要がある。

2 業務目的

本業務は、浸水被害実績、地域要望及び既存の流域治水に関連する計画等を整理し、各項目について流域水害対策計画への位置付けの可否、実施主体及び留意事項等を明らかにすることで、流域水害対策計画の策定に向けた基礎資料を作成することを目的とする。

3 業務内容

1) 計画準備

本業務に関する技術的方針や工程を検討して、業務実施計画書を立案・作成し、業務に必要な準備を行う。

2) 過去の豪雨災害等による被害実績、要望等の整理

- ・平成 30 年 7 月豪雨災害の黒瀬川流域における被害実績・要望の整理を行う。
- ・近年の内水・外水氾濫による浸水及び被害特性の整理を行う。

3) 既存計画及び特定都市河川の制度の整理

- ・下水道整備(雨水管渠等の整備計画、雨水ポンプ整備の改修計画等、雨水貯留施設)の計画の整理を行う。
- ・立地適正計画等まちづくり計画と貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の整理を行う。
- ・防災レジリエントな地域の整理等を行う。
- ・治水転用可能な廃止ため池の整理を行う。
- ・市管理河川の整備計画の整理を行う。
- ・民間企業や行政による開発予定の整理を行う。
- ・特定都市河川の指定に伴う新たな予算・税制措置の活用検討を行う。

4) 流域対策の要望及び提案

- ・浸水被害解消が優先される防災レジリエントな地域の整理を行う。
- ・市管理河川の排水能力に関する整理を行う。
- ・貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の検討として、洪水浸水想定区域や立地適正化計画等から候補箇所を整理する。

5) 流域水害対策計画策定に伴う作業等

流域水害対策協議会及び流域水害対策計画策定に伴う作業に対して対応する。

6) 報告書作成

業務目的を踏まえ、業務遂行の各段階で作成された結果をもとに、その方法、過程、結論を記載した報告書を作成する。

7) 照査

業務実施にあたり、適切に照査を実施する。

8) 打合せ協議

業務を円滑に遂行するために、次の段階で必要な事項について打合せ協議を行う。
なお、業務着手時及び業務完了時の打合せには、管理技術者が出席することとする。

- ・業務着手時
- ・中間時
- ・業務完了時(合計3回)

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					
設計業務					
	1	式			
設計業務					
	1	式			
設計業務					
	1	式			
計画準備					
	1	式			
計画準備					
	1	式			
過去の豪雨災害等による被害実績、要望等の整理					
	1	式			
過去の豪雨災害等による被害実績、要望等の整理					
	1	式			
既存計画及び特定都市河川の制度の整理					
	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
既存計画及び特定都市河川の制度の整理	1	式			
流域対策の要望及び提案	1	式			
流域対策の要望及び提案	1	式			
流域水害対策計画策定に伴う作業等	1	式			
流域水害対策計画策定に伴う作業等	1	式			
報告書作成	1	式			
報告書作成	1	式			
照査	1	式			
照査	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
打合せ協議					
	1	式			
打合せ協議					
	1	式			
直接人件費					
直接経費					
旅費交通費					
	1	式			
旅費交通費					
	1	式			
旅費交通費					
	1	式			
旅費交通費（設計）					
	1	式			
電子成果品作成費					
	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費					
	1	式			
電子成果品作成費					
	1	式			
電子成果品作成費(設計) その他の設計業務					
	1	式			
直接原価					
その他原価					
計算情報……					
対象額……					
率……					
間接原価					
業務原価					
一般管理費等					
計算情報……					
対象額……					
率……					
業務価格計					

参 考 図 書

業務名称 : 令和8年度 治水対策事業
黒瀬川流域における浸水被害軽減対策検討業務

<注意事項>

- 1 本業務は、数量公開の対象業務です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 44 東広島市 00-08.06.01(0) 2 委託		<<凡例>> Co ……コンクリート As ……アスファルト DT ……ダンプトラック BH ……バックホウ CC ……クローラクレーン TC ……トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
発注区分	当世代	前世代	
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務					Y2C01 レベル1
	1	式			
設計業務					Y2C0101 レベル2
	1	式			
設計業務					Y2C010101 レベル3
	1	式			
計画準備					Y2C01010101 レベル4
	1	式			
計画準備					V000000100 00
	1	式			単第0 -0001 表
過去の豪雨災害等による被害実績、要望等の整理					Y2C01010101 レベル4
	1	式			
過去の豪雨災害等による被害実績、要望等の整理					V000000200 00
	1	式			単第0 -0002 表
既存計画及び特定都市河川の制度の整理					Y2C01010101 レベル4
	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
既存計画及び特定都市河川の制度の整理					V00000300 00
	1	式			単第0 -0003 表
流域対策の要望及び提案					Y2C01010101 レベル4
	1	式			
流域対策の要望及び提案					V00000400 00
	1	式			単第0 -0004 表
流域水害対策計画策定に伴う作業等					Y2C01010101 レベル4
	1	式			
流域水害対策計画策定に伴う作業等					V00000500 00
	1	式			単第0 -0005 表
報告書作成					Y2C01010101 レベル4
	1	式			
報告書作成					V00000600 00
	1	式			単第0 -0006 表
照査					Y2C01010101 レベル4
	1	式			
照査					V00000700 00
	1	式			単第0 -0007 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
打合せ協議					Y2C01010101 レベル4
	1	式			
打合せ協議					V000000800 00
	1	式			単第0 -0008 表
直接人件費					
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費（設計）					S2Z0101X3 00
	1	式			単第0 -0009 表
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101 レベル4
	1	式			
電子成果品作成費(設計) その他の設計業務					S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0010 表
直接原価					
その他原価					
計算情報……					
対象額……					
率……					
間接原価					
業務原価					
一般管理費等					
計算情報……					
対象額……					
率……					
業務価格計					

○ 業務仕様書に対する参考資料

項目	詳細内容	資料件数など作業の規模感
<p>2)過去の豪雨災害等による被害実績、要望等の整理</p> <p>・平成30年7月豪雨災害の黒瀬川流域における被害実績・要望の整理を行う。</p>	<p>過去の成果品及び県側の課題認識把握のため黒瀬川の特定都市河川の検討資料を整理する。整理方法例としては、GIS等を用いて行う。</p> <p>H30年災害時の要望、聴き取り内容を整理する。整理方法例としては、GIS等を用いて行う。</p>	<p>【成果品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 治水対策事業 東広島市域における流域治水対策検討業務 ・令和6年度 治水対策事業 東広島市流域治水対策推進計画策定業務 <p>【要望、聴き取り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（河川浸水対策）聴取書・要望書11件 ・流域治水対策必要箇所23件
<p>・近年の内水・外水氾濫による浸水及び被害特性の整理を行う。</p>	<p>H30年災害以降も繰り返し浸水を受けている箇所を重点的に取り組む箇所と考え、それらの地域の浸水要因を把握する。</p>	
<p>3)既存計画及び特定都市河川の制度の整理</p> <p>・下水道整備（雨水管渠等の整備計画、雨水ポンプ整備の改修計画等、雨水貯留施設）の計画の整理を行う。</p>	<p>東広島市で実施・計画中の下水道整備事業・計画及び下水道の氾濫解析を整理し、流域水害対策計画に位置付けるべき事業を整理する。また、下記総合事業に位置付けが可能な施策についても、関係部局の意見等を整理する。</p>	<p>【計画・成果品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東広島市雨水管理総合計画（H30） ・西条地区浸水対策検討業務（基本設計）（令和4年度） ・西条排水区他段階的対策計画策定業務（段階的対策計画）（令和7年度）

○ 業務仕様書に対する参考資料

項目	詳細内容	資料件数など作業の規模感
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東広島市立地適正化計画等まちづくり計画と貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の整理を行う。 ・ 防災レジリエントな地域の整理等を行う。 	<p>立地適正化計画、都市計画マスタープラン、総合計画を、リスク情報として特定都市河川整備前後の浸水想定区域図等を収集する。さらに、人口や資産額のメッシュデータなどを収集する。</p> <p>そのうえで以下3つの地域を重ね合わせ、整備後も浸水が残存し都市として価値のある重要な地域（レジリエンスな地域）を抽出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① まちづくりとして都市機能を集約する地域 ② 整備後も浸水リスクが残る地域 ③ 市の資産が集中する地域 <p>これらの地域については、宅地の嵩上げや建築物構造の工夫、市街化の抑制等を検討し、独自施策で対応するか、または流域水害対策計画に位置付けて貯留機能保全区域・浸水被害防止区域として指定するかを後半で検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次東広島市都市計画マスタープラン ・ 第五次東広島市総合計画後期基本計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 治水転用可能な廃止ため池の整理を行う。 	<p>廃止ため池等を収集整理し、特に市として政策的に整備すべき施設の候補を抽出整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止ため池件数：130件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市管理河川の整備計画の整理を行う。 	<p>市の河川整備の優先順位と、浸水被害及び要因を重ね合わせ網羅状況を整理し、対応不足箇所を明確にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備優先順位リスト ・ 市管理河川：130本
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業や行政による開発予定の整理を行う。 	<p>特定都市河川の雨水貯留浸透施設の整備に関する補助制度の活用を念頭においており、東広島市の産業団地、教育施設整備、交通基盤整備等の計画等の資料から交付金対象となり得る規模の開発予定を抽出する。</p> <p>これらの開発に対して、補助制度活用による費用軽減効果を整理するとともに、重要案件については特定都市河川計画に位置付ける。</p>	